

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）  
分担研究報告書

総合的な思春期・若年成人（AYA）世代のがん対策のあり方に関する研究

「AYA世代がん患者の教育支援に関する研究：教育支援の実態調査」

研究分担者 新平鎮博 国立特別支援教育総合研究所 研究企画部長

研究要旨：AYA 世代のがん患者の教育の実態把握に、1）都道府県・指定都市教育委員会（特別支援教育担当課）と2）国立大学（大学院のみを除く79校）を対象に、郵送による調査を行った。結果、教育委員会100%、大学71%が回収できた。高校生に関して、現状（教育委員会として対応している例があること把握している）は、小児がんで入院した高校生の教育制度等〔都道府県77%、指定都市30%〕同、何らかの高校生への支援等〔都道府県40%、指定都市30%〕であった。高校生への教育制度または支援等を併せると、都道府県で87%となった。大学では、がん患者（既往を含む）で配慮の申し出は36%あり、大学として対応可能77%（経験ない等を除くと「対応できない」は4%）であった。入学試験は、高校96%、大学91%で配慮が可能であった。高校生への教育支援については、患者の思い（実際には対応されていない高校生もある）と制度のギャップもあり、特別支援教育と在籍校支援等の制度の充実だけでなく、様々な高等学校等への周知等が重要である。また、遠隔教育等新しい制度の活用が期待できる。大学においては、他の障害のある学生に対する支援が利用できるが、実際には申し出や在籍が少ないので、具体的な対応のためには、がんのある・あった学生に必要なニーズ等や支援内容について研究機関からの情報提供や啓発により、制度の充実が期待できる。

今後、AYA 世代のがん患者の教育支援の充実には、新たな制度の検討や充実も必要であるが、一方で、現在使用できる制度等の活用等を推進するために、情報普及等を、関係する教育機関はもとより、医療機関においても周知する必要があり、その上で、専門的な情報について適切に提供されることが望まれる。

#### A．研究目的

思春期・若年成人（AYA世代）のがん患者の教育、特に義務教育終了後の後期中等教育（高等学校等）と高等教育（大学等）の実態把握を目的に調査を行った。高等学校等は、都道府県・指定都市教育委員会（特別支援教育担当課）が把握している内容、大学は学生支援機構が実施している障害や病気のある学生への支援に関する調査の一部に準拠した支援の現状等の内容である。これらの調査から、がん患者への教育の支援策に関する考察を行うことを目的とした。

#### B．研究方法

都道府県・指定都市教育委員会（特別支援教育担当課）と国立大学（大学院のみを除く79校）を対象に、郵送による調査を行った。なお、今回は、公的教育機関に対する調査とした。

教育委員会への調査票は、次の8項目について、選択式（複数回答）による回答内容である。

- 1) 高校生が小児がんで入院した時の教育の場
- 2) 入院している高校生への学習に関する支援内容
- 3) 単位の認定について

- (1) 入院中、特別支援学校高等部に在籍し、復学した高等学校での認定
- (2) 入院中、転学などをしない場合に在籍する高等学校での認定
- 4) 公立高等学校の入試で、配慮されていることについて
- 5) 課題と考えていること
- 6) 教育委員会で検討していること
- 7) 今後、制度の充実が期待されるもの

大学への調査は、独立行政法人大学学生支援機構（JASSO）が毎年行っている「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」より、関連する部分の4項目抜粋して利用した。以下で示す「学生」とは、「がんのある・あった学生」としており、がんの特化した内容ではなく、他の障害学生への対応でも可能な場合を含めている。

- 1) 学生支援体制
- (1) 学生支援に関する専門委員会等
- (2) 学生支援担当部署（担当部署）
- (3) 学生を受け入れるための施設・設備

- 2) 活動や取組（就職支援、キャリア教育を含む）
- 3) 受け入れ（入試）に関する配慮
- 4) 課題及び研究成果に対する期待

（倫理面への配慮）

分担研究者が所属する組織の倫理委員会に申請し、許可を得た。機関を対象とした調査研究であり、回答をもって同意とした。また、を個人情報等も扱わない。

C. 研究結果

研究結果は、教育委員会に対する調査 と国立大学に対する調査 である。

**結果（教育委員会に対する調査）**

未回答の県については再度依頼を行った結果、最終的には、全ての都道府県・指定都市教育委員会からの回答を得た（一県のみ電話による回答）。指定都市等で、対象児童生徒がない、把握していない場合、あるいは、高等学校を設置していない場合等、事前の確認もあり、その場合は空白の回答であった。

以下、各項目に沿って結果を示す。なお、パーセント（%）表示をする場合、特に断らない場合は、47 都道府県または 20 指定都市を母数とする。

**1. 高校生が小児がんで入院した時の教育の場**

図 1 に示したように、何らかの教育の場が提供されていることを把握しているのは、36 都道府県（77%） 6 指定都市（30%）であった。調査方法で述べたように、各教育委員会の特別支援教育担当部署が確認できた対応であるので、全ての高校生に対する対応ではなく、また、実際に「入院した高校生に対応できていない病院もある」とする回答も、9 都道府県（19%） 7 指定都市（35%）あった。

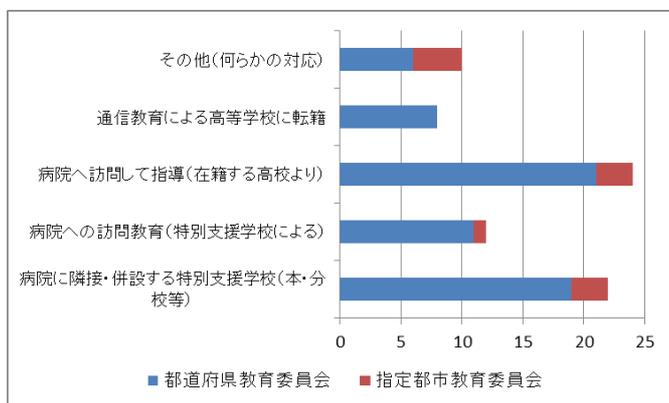


図 1 . 高校生が小児がんで入院した時の教育の場

**2. 入院している高校生への学習に関する支援内**

**容**

図 2 に示したように、教育の場（教育の制度）としてではないが、何らかの学習支援が行われていることを把握しているのは、19 都道府県（40%） 6 指定都市（30%）であった。

上記の 1 の結果と併せて、教育の場あるいは学習の支援がないのは、7 都道府県（15%） 10 指定都市（50%）のみであった。

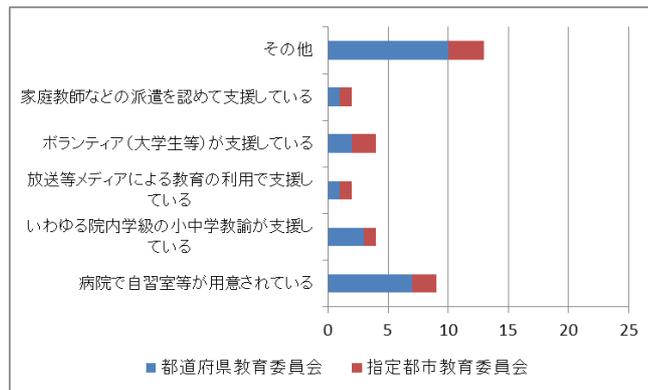


図 2 . 入院している高校生への学習支援の内容

なお、平成 27 年度に全国病弱虚弱教育研究連盟による特別支援教育の対象児童生徒の病類調査によると、小児がんの高校生等が在籍しているのは、19 都道府県であり（調査年度により変動する）上記の 1 の回答で「教育の場がない」と回答したうち 2 県で在籍が確認できた。最終的に何ら対応が確認できたのは、41 都道府県（87%）となった。

**3. 単位の認定について**

**(1) 入院中、特別支援学校高等部に在籍し、復学した高等学校での認定**

特別支援学校高等部の単位を復学した高等学校で認定されているのは（一部の認定を含む）5 都道府県で、いずれも上記 1 で特別支援学校による教育の場があると回答した都道府県であった。

**(2) 入院中、転学などをしない場合に在籍する高等学校での認定**

在籍する高等学校等による単位認定については、一部を含めて 6 都道府県で把握していた。

**4. 公立高等学校の入試で、配慮されていることについて**

公立の高等学校の入試では、未回答あるいは把握していない等、12 都道府県、10 指定都市以外では、何らかの配慮・対応がされており、その内訳（複数回答）を図 3 に示した。「入院中の病院での受験」は 17 都道府県、5 指定都市で対応していた。

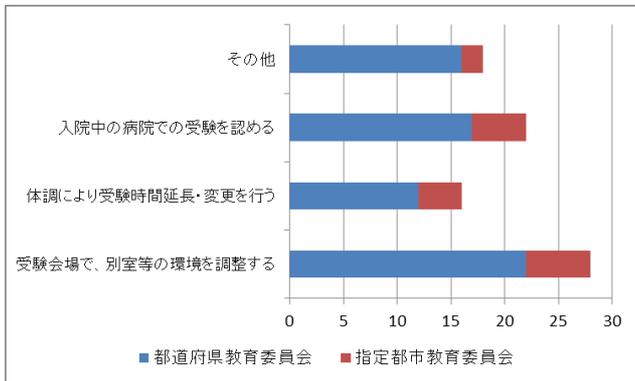


図3 公立高等学校の入試での配慮例

### 5. 課題と考えていること

課題は過去の調査研究より項目設定したが、35 都道府県（74%）10 指定都市（50%）で、回答があり、その内訳（複数回答）を図4に示した。

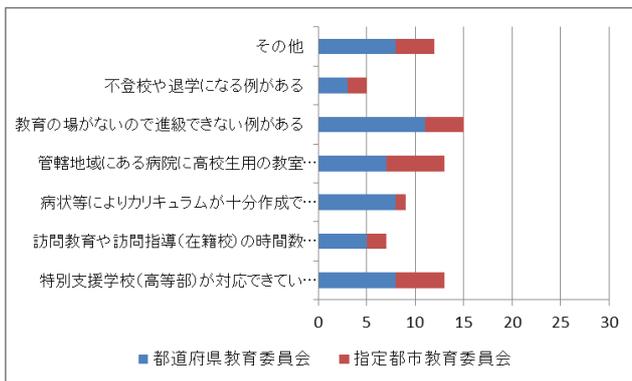


図4 小児がんのある高校生の教育での課題

### 6. 教育委員会で検討していること

教育委員会で検討している内容については、18 都道府県、4 指定都市で回答があった。

### 7. 今後、制度の充実が期待されるもの

今後、制度の充実が期待されるものについては、現在、文部科学省が推進している制度を中心に項目を設定した。36 都道府県、11 指定都市で回答があり、その内訳（複数回答）を図5に示した。最も多かったのは、遠隔教育であり、他の制度についても制度の充実が期待されている。

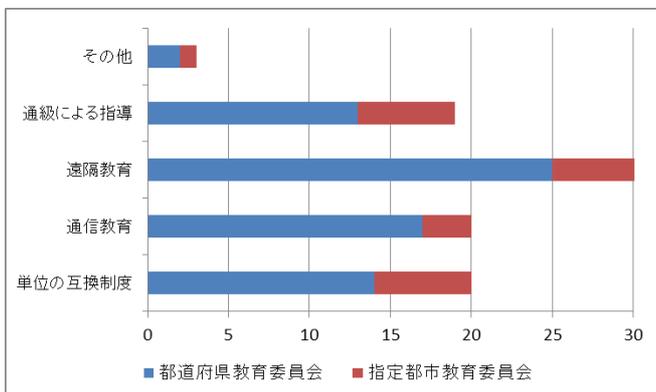


図5 今後、制度の充実が期待されるもの

## 結果（国立大学に対する調査）

国立大学 79 校を対象に郵送による調査を行ったが、56 校（71%）から回答を得た。以下、頻度については、回答のあった 56 校を母数とした。

### 1. がんのある・あった学生支援体制

「がんのある・あった」学生に関する専門委員会等は、図6に示したように、「対応できる専門委員会はない」3 大学（5%）「がんのある・あった」学生に対する支援担当部署は、図7で示したように、「担当できる部署はない」2 大学（4%）「がんのある・あった」学生に対応する専任支援担当者は、図8で示したように「担当者はいない」6 大学（11%）であった。「がんのある・あった」学生を受け入れるための施設・設備については、「がんのある・あった」学生のために準備した施設・設備があると回答した大学はなく、「他の病気や障害学生への施設・設備を利用する」としており、「どのような施設が必要かわからない」等の意見も記載されていた。

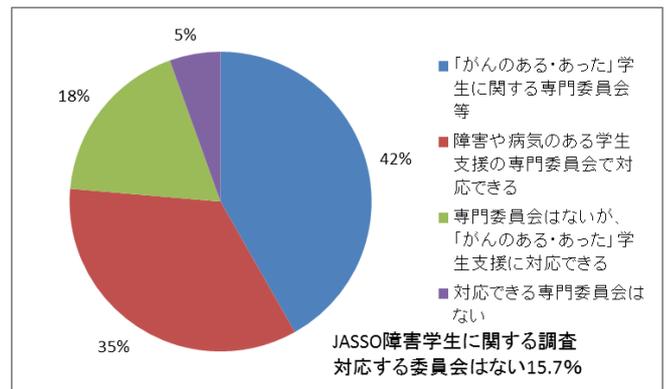


図6 「がんのある・あった」学生に関する専門委員会等（JASSO の関連するデータの一部を記載）

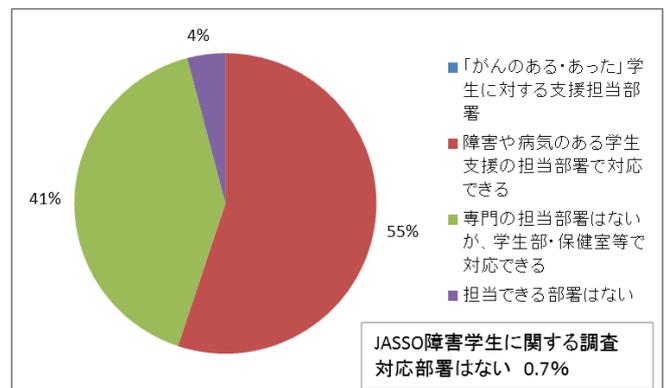


図7 「がんのある・あった」学生に対する支援担当部署（JASSO の関連するデータの一部を記載）

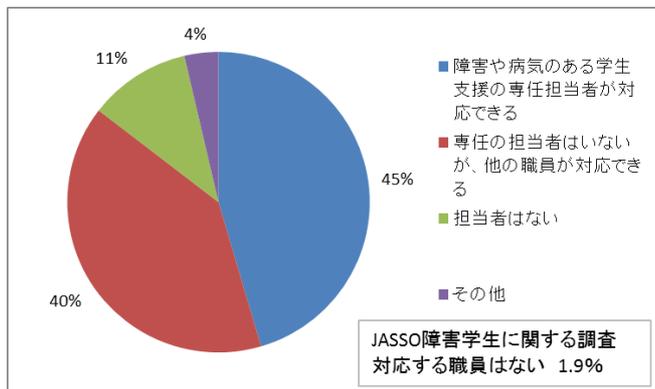


図 8 .「がんのある・あった」学生に対応する専任支援担当者 (JASSO の関連するデータの一部を記載)

過去に「がんのある・あった」学生への対応の有無は、図 9 で示したように、実際に対応した 19 大学を含めて、対応できると回答したのは 42 大学 (75%)、その他は「経験はないが検討する」等の回答であったので、経験も含めて「対応できない」は 4 大学 (7%) であった。

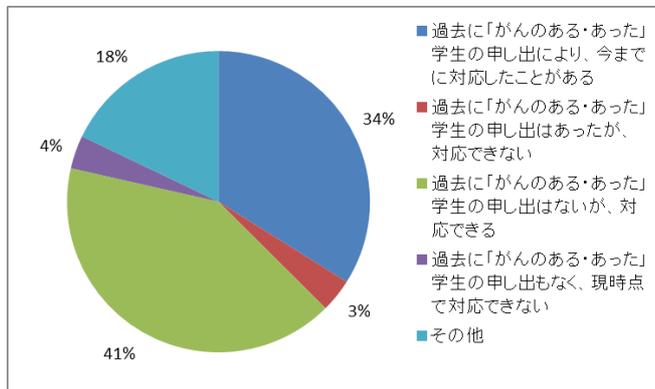


図 9 . 今まで「がんのある・あった」学生への対応の有無

## 2 .がんのある・あった学生支援の活動や取組 (就職支援、キャリア教育を含む)

「がんのある・あった」学生支援の活動や取組について、複数回答の結果を図 10 に示した。最も多いのは、「相談対応・懇談会等」が 32 校 (71%) であり、JASSO の調査に比べて高い頻度であるが、一方で、他の項目は、いずれも低い頻度であった。その他は、他の項目同様「事例がない」「経験がない」等であった。

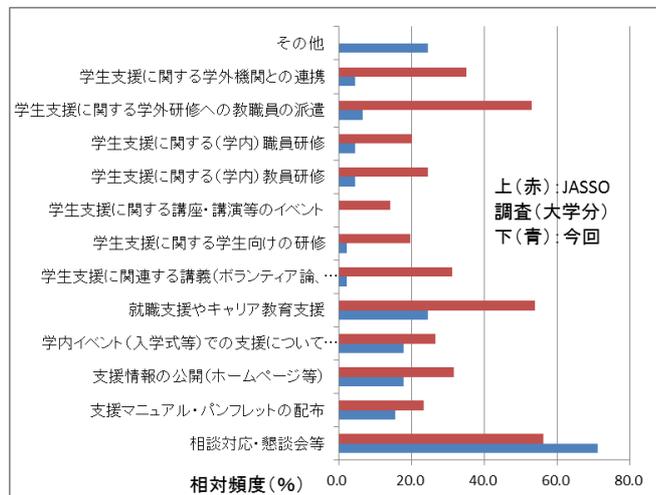


図 10 .「がんのある・あった」学生支援の活動や取組 (複数回答)

## 3 .がんのある・あった学生受け入れ(入試)に関する配慮

入学者選抜における受験上の配慮の周知については、図 11 で示した。「入試要項、ホームページも記載していない」は 9 校 (11%) であるが、図 12 で示したように、入学者選抜における受験上の配慮について事前相談の受付方法については、「相談があっても対応できない」と回答した大学はなかった。なお、今回は、複数回答 (JASSO は単数回答) であるので、比較のために、図 12 では積み重ねた結果、ほぼ、同様の頻度であった。

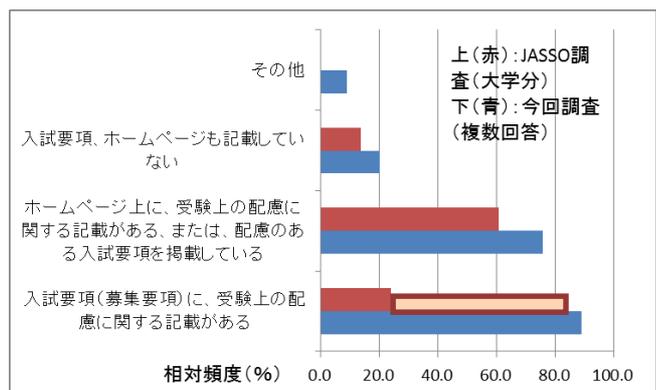


図 11 .入学者選抜における受験上の配慮の周知 (今回の調査は複数回答) (JASSO の関連するデータの一部を記載、今回は複数回答であるので、比較のために「入試要項の記載」の項目に相当部分を積み重ねた)

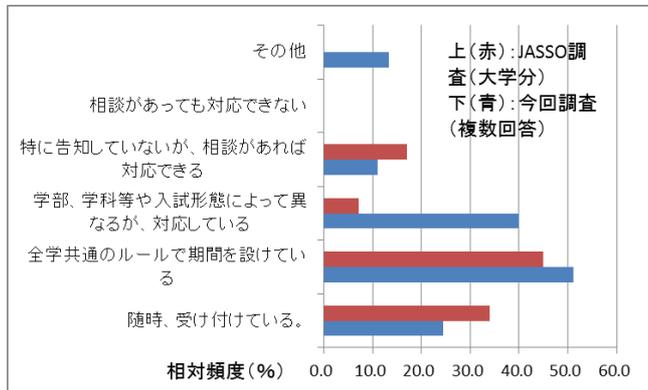


図 12. 入学者選抜における受験上の配慮について事前相談の受付方法 (今回の調査は複数回答)

#### 4. がんのある・あった学生支援に関する課題及び研究成果に対する期待

学生支援に関する課題・要望等については、図 13 で示したが、「特に課題はない」は 5 校 (9%)、「がんのある・あった」学生支援に資する研究等への期待については図 14 に示したが、「特に期待はしていない (現在の情報で十分である)」は 7 校 (13%) であった。

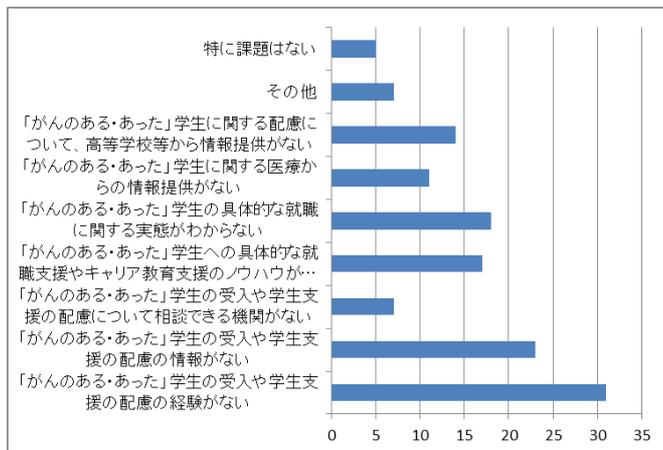


図 13. 「がんのある・あった」学生生活支援に関する課題・要望等について (数字は相対頻度%)

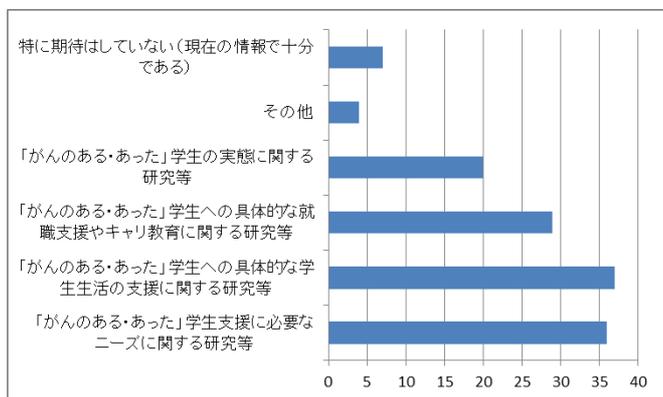


図 14. 「がんのある・あった」学生支援に資する研究等への期待 (複数回答) ~ 本研究所を含む研究機関への要望 (数字は相対頻度%)

## D. 考察

### 考察 (高校生支援に関する検討)

#### 1. 高等学校の教育環境の実態

小児がんのある (あった) 高校生等の教育に関する調査については、医療機関サイドの調査 (川村、2015) が報告されており、教育体制が不十分であると指摘されている。患者サイドの調査については、今回の厚生労働科学研究の成果が期待されるが、現時点では、十分に検討された疫学的なデータは得られなかった。患者登録もがん対策基本で推進されているが、教育内容等のデータは含まれていない。今回の教育サイドの調査によると、特別支援教育を担当する部署からの回答ではあるが、都道府県別にみると、何らかの対応がなされているのは、87%であった。治療を受けている病院による教育設備等の課題もあるが、現状でも利用できる制度があると考え、それが利用されていない例が多くあると予想できる。

もちろん、小児がんのある高校生の教育については、既に行った研究所の共同研究 (国立特別支援教育総合研究所他、2016) でも課題を指摘しており、今回の調査でも、同様に、教育委員会の多くが課題を認識しており、現状では、すぐに対応を進められるわけではないが、制度の充実に期待がされていることが今回の調査で明らかとなった。

小児がんのある高校生の教育支援を考える場合には、三つの視点がある。

まず、病院の設備や体制等の医療面で考えると、教育用の空間 (高校生用の教室や自習できるスペース) の確保、また、治療中の体調や副作用を考えると学習する十分な時間は確保できないことが多いので、治療計画や日々の診療計画による教育への配慮が必要である。

次に、患者あるいは保護者の教育に対する考えも様々であることも考慮が必要である。情報が周知されていない例、あるいは、相談や指導を受ける体制が確保されていない例もあり、検討が必要である。

最後に、教育サイドで考えると、高等学校は単位制であることと確かな学力を身に付けることも必要であるが、教育の機会の提供は必要である。その教育の機会は、特別支援学校等の特別支援教育の充実と在籍する高等学校等による教育の充実の両面で考える必要がある。実際に、高校生の在籍が少なく特別支援学校の設置も現実的には課題が多いことも予想される。また、府県の予算により在籍校からの支援をサポートしている、大阪府、神奈川県等の取組は、患者の要望から始まったが (新聞報道) 結果を考えると、充実していく一つの可能性を示している。つまり、特別支援教育の視点と在籍する高等学校等の支援の視点が必

要である。

## 2. 現時点で利用できる制度と充実が期待される制度等と運用に関する課題および提言

現時点で可能な制度は、1. で述べたように、特別支援教育の充実と在籍する高等学校等による支援制度の活用であると考えられる。

特別支援教育については、転籍を必要とするが、特別支援学校（病弱）の高等部や訪問による教育の制度が利用できる。そのまま高等部を卒業し、大学に進学した例もあるが、復学する場合には、転校時に、復学の条件や単位の認定に関する十分な調整が不可欠である。なお、高等部の設置については、高校教育の特徴として必要な教科を提供する必要があり、入院患者が少ない病院には、現実的には設置ができない。実際に、約 200 病院が小児がん治療を行っており、さらに患者数の少ない AYA 世代の医療体制において、小児がん同様の拠点病院化、あるいは、中心となる医療機関に機能を集約することで、個々ばらばらに行うのではなく、教育についても集約できるような教育機関を含めた医療機関における体制整備の検討も必要であろう。また、訪問による指導については、訪問をする特別支援学校で提供できる教科の課題、また、訪問時間数の制限等についても考慮が必要である。

在籍する高等学校等における支援では、先に述べたように予算措置をしている都道府県もあるが、制度がなくても支援を行っている高等学校もある。この場合、特別支援教育担当部署では把握できていない例もあるので、相談や支援窓口の整備や高等学校担当部署との連携等、現実的な対応が可能であると考えられる。また、高等学校の単位認定について、教育の機会の保証の一方で確かな学力の確認を行うことが基本であるが、柔軟な対応をしている学校もある。時間的に制約がある小児がんのある高校生に対する配慮を個々に検討することも必要である。

入試制度については、多くの都道府県で配慮が可能であり、たとえば、病院での受験等が行われている例もある。

## 3. 今後、期待できる制度と検討すべき課題

現在使える制度としてある特別支援教育の周知と活用等の推進を行う必要性、また、教育機関と医療機関との連携の必要性を述べたが、入院患者が少ない病院では空間が十分ではない、治療により実際に勉強できる時間が十分ではない、継続して指導や相談できる人間（教員）が配置できてないという課題について、今回の調査でも図 5 に示したように、現在、文部科学省が進めている遠隔教育の制度の活用が期待される。前提として、医療機関に学ぶための専用の空間の確保は必要であ

るが、自分の体調に合わせて VOD を利用して授業を受ける、あるいは、双方向通信で在籍する学校の仲間や教員と交流や学習ができることが可能になる。現時点では、認められる単位の制限、利用するための設備等の準備などの課題はあるが、今後、期待がされる方策と考えられる。個人情報保護やセキュリティの課題もあるが、手軽に通信できる環境が整いつつあり、個々に対応している例もある。

相談や支援については、諸外国では、病院にいる教員はコーディネータとして、在籍校との連携や関係する医療スタッフとの調整等の例も研究所の共同研究の研究成果で報告している。これに準ずる制度として期待されるのが、平成 30 年度より開始される「高等学校における通級による指導」である。病弱教育における活用等、今後の制度の普及とも関係するが、自立活動としての支援が期待できる。

最後に、学校教育法施行規則（最終改正：平成 27 年 10 月 2 日文科科学省令第 35 号）に基づく単位の互換制度について考察する。単位の互換については、単純な問題ではなく指導内容や指導方法、また、指導する教員の教科としての資格等の検討も必要である。今後の検討の課題として考慮も必要であろう。

以上、小児がんのある高校生の教育支援について調査研究の結果を踏まえて、現行の制度でも可能な支援内容と新たな支援内容について述べてきた。発生頻度が少ない小児がんではあるが、医療の進歩により生存率が高い現在、いわゆるサバイバーとして治療後の生活を考えると教育の充実が求められる。教育機関はもとより、医療機関や保健機関、福祉機関等、多くのソーシャルサポートが必要であり、単独の課題ではなく、今後理解が深まることを期待する。

## 考察（大学生支援に関する検討）

### 1. 日本学生支援機構（JASSO）の調査との比較

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（平成 27 年度、同機構学生生活部障害学生支援課）によると、障害学生が在籍している学校は 880 校であり、全校 1、182 校での割合は、74.5%（前年 70.3%）障害種別では、「病弱・虚弱」574 校（前年 399 校）である。また、学校種別では、大学 445 校（全 782 校）[前年 328 校]、短大 103 校（全 343 校）[前年 54 校]、高等専門学校 26 校（全 57 校）[前年 26 校]であり、毎年増加傾向がみられる。学生数は、21、721 人（全学生に占める割合は 0.68%）うち、上位の障害種は、病弱虚弱 6462

人(全障害学生の29.8%)、精神疾患5889人(同、27.1%)、また、最近多いといわれる発達障害は3442人(同、15.8%)であった。身体疾患及び精神疾患を合わせると、全障害学生中56.9%(全学生中0.39%)と過半数を超えている。

また、障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施校数は、567校(全1182校)[前年404校(全1185校)]、学校種別の内訳は、大学422校[前年293校]、短大129校[前年98校]、高等専門学校16校[前年13校]である。障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援の内容(全567校)の内訳は、「学外機関との連携」425校、「一般就職ガイダンス、セミナー等における配慮の実施」195校、「障害学生向けの就職ガイダンス、セミナー等の実施」76校、「インターシップ先、就職先の開拓、企業との連携」211校、「その他」146校であり、教育など生活支援だけではなく、卒業を視野に入れた支援の取組がみられている。前年に比べ、少しずつではあるが、充実が図られている。

今回の調査で、「がんのあった・ある」学生を受け入れる入試時の配慮等は、JASSOの調査と比べ、他の障害や病気に関する対応とほぼ同じ対応が可能であるといえる。また、同様に、「がんのあった・ある」学生に対する支援の委員会や対応部署等は、JASSOの調査と比べると、全体として、やや少ないものの概ね対応が可能であると考えられ、図9の結果と合わせて、むしろ、「事例がない」「経験がない」という記述がみられ、学生の申し出も少ないと予想される。医療の進歩により、今後、過去にがんのあった学生(サバイバー)は増えるが、申し出により対応可能な制度(システム)はあると示唆できる。

一方、「がんのある・あった」学生支援の活動や取組については、「相談対応」を除くと概ね少なく、図9の結果や自由記述で見られるように、実際的な部分は今後の大学での実績に期待できるといえる。しかしながら、高次脳機能障害や身体障害等、他の障害種と同様な支援が可能な場合と、法的な障害の定義には当たらない、がん患者特有の支援の在り方など具体的なキャリア教育や就職支援については、対象となる人数が少ないために、研究機関や医療機関における知見や事例に基づく情報提供が必要であるということが推測される。

## 2. 今後の課題と期待

今回の「がんのある・あった」学生に関する調査は、国立大学のみを対象ではあり、個々の事例や学生からみた調査も必要であるが、現時点では、教育機関を対象とした同様な調査はわが国では報告されていないので、高等教育機関で学ぶ学生への支援に関する状況が初めて明らかになった調査と考えられる。他の障害や病気のある学生支援の調査結果をふまえて、その対応を利用して、「がん

のある・あった」学生支援が可能ではないかと示唆できる。

しかしながら、すぐに対応できるのではなく、JASSOにある調査項目とは別に、今回の調査で追加した内容、結果の図13「がんのある・あった」学生生活支援に関する課題・要望等、あるいは、図14「がんのある・あった」学生支援に資する研究等への期待(本研究所を含む研究機関への要望)で示したように、課題の認識ができたこと期待できる一方で、具体的な課題解決に向けた情報提供等が必要であるといえる。

諸外国に比べると、AYA世代のがん診療機関の集約化が進んでいない、また、コーディネートを担当する職種が明確ではない日本の現状を考えると、AYA世代のがん患者への高等教育における学生支援は、さらに、就労支援等を見据えて、事例や知見の集約を行うと同時に、専門的な見地からの、具体的なQ&A作成や事例に関する相談等、医療機関からの情報提供も望まれる。さらに、AYA世代の医療体制構築では、医療的な視点に加えて、教育への支援等ができるような体制、例えば、諸外国では集約した医療機関が様々なサポートをしているが、我が国の現状を考えると、同様に集約した医療機関が、支援・相談できる体制整備とともに、他の機関への支援を機能に含めた集約化が望まれる。

## 引用文献

- 国立特別支援教育総合研究所・共同研究「小児がん患者の医療、教育、福祉の総合的な支援に関する研究」(平成26年度～27年度)報告書。
- 厚生労働省：がん登録、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/gan/gan\\_toroku.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/gan/gan_toroku.html) (アクセス日2016.12.1)
- 厚生労働省：がん対策推進基本計画(平成24年～28年)。  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan\\_keikaku.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) (アクセス日、2016-12-1)
- 厚生労働省：小児がん拠点病院の指定について。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002v0nz.html> (アクセス日、2016-12-1)
- 文部科学省(2009)．特別支援学校学習指導要領解説総則等編．
- 文部科学省．病気療養児に対する教育の充実について(通知)．24初特支第20号、平成25年3月4日。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1332049.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm) (アクセス日、2016-12-1)
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2013)．教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと

早期からの一貫した支援の充実～  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm) (アクセス日、2016-12-1)  
文部科学省(2015). 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)(平成27年文科初第289号).  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1360985.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1360985.htm) (アクセス日、2016-12-1)  
文部科学省(2016). 「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」(高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告)について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/03/1369191.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/03/1369191.htm) (アクセス日、2016-12-1)  
大阪府: 長期間入院している生徒への支援について  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/tyokisien/index.html> (アクセス日2016-12-1)  
神奈川県: 病気等で入院している高校生を応援します!  
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p820619.html> (アクセス日2016-12-1)  
川村真知子、他: がん治療で入院中の高校生の教育支援の現状. 第118回日本小児科学会学術集会. 日本小児科学会雑誌、Vo 1.119、No2、2015  
厚生労働省: がん対策基本法(平成18年6月23日法律第98号、最終改正:平成28年12月16日)  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO098.html> (アクセス日2016.12.1)  
独立行政法人日本学生支援機構(JASSO). が障害のある学生の修学支援に関する実態調査(平成27年).  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_a\\_kenkyu/chosa/index.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_a_kenkyu/chosa/index.html) (アクセス日、2016-12-1)

#### 補足資料: 法律関係

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年11月6日法律第188号)  
最終改正:平成25年11月22日法律第79号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年5月1日法律第116号)  
最終改正:平成27年7月15日法律第56号

(高等学校の単位に関する規定)

学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)  
最終改正:平成28年12月9日文部科学省令第34号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行

等について(通知)27文科初第289号、平成27年4月24日

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afieldfile/2015/09/09/1358795\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2015/09/09/1358795_02_1.pdf)

(関連する文科省のホームページ)

全日制・定時制課程の高等学校の遠隔教育

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm)

特別支援教育について、遠隔教育について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1359821.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1359821.htm)

#### E. 結論

教育支援の実態調査(AYA世代がん患者の教育支援に関する研究)研究を分担した。AYA世代の高校生及び大学生の学生支援について、前者は都道府県・指定都市教育委員会を対象に、後者は国立大学を対象に調査を行った。

結果、我が国における教育支援に関する実態が明らかになった。今後、教育支援の充実には、新たな制度の検討や充実も必要であるが、一方で、現在使用できる制度等の活用等を推進するために、情報普及等を、関係する教育機関はもとより、医療機関においても周知する必要がある、その上で、専門的な情報について適切に提供されることが望まれる。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

新平鎮博・森山貴史・深草瑞世. 小児がんのある高校生等の教育に関する調査報告. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第6号(平成29年3月に掲載予定、Web雑誌)

(本報告書の「教育委員会への調査」内容を掲載)

##### 2. 学会発表

新平鎮博. 小児がん拠点病院にある学校・学級に関する実態調査. 第119回日本小児科学会学術集会、日本小児科学会雑誌Vol.120, No2, p533, 2016

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし